

社会福祉法人 翔洋会 特別養護老人ホーム 富山荘

事業継続計画（BCP）

震災編 第3版

法人名	社会福祉法人 翔洋会	種別	介護老人福祉施設
代表者	理事長 松山 正春	管理者	井上 英美里
所在地	岡山市中区海吉 2306-1	電話番号	086-200-1050

目次

第1章	基本方針	3 頁
(1)	BCP 策定・運用の目的	3 頁
(2)	BCP の適用範囲	4 頁
(3)	事業継続の基本方針	4 頁
第2章	BCP 推進体制	5 頁
(1)	本法人における平常時及び緊急時の B C P 推進体制	5 頁
(2)	緊急時の参集体制と発動基準	6 頁
第3章	想定される被害状況	7 頁
(1)	各施設の位置状況	7 頁
(2)	被害想定	7 頁
(3)	緊急時対応概要フロー	9 頁
第4章	初動体制から事業継続まで	10 頁
(1)	発生直後から 30 分以内	10 頁
(2)	初動以後 1 時間経過	12 頁
(3)	対策本部及び拠点の役割及び分担	12 頁
(4)	法人内支援について	
第5章	今後の BCP 改善	13 頁
第6章	その他	14 頁
第7章	付表等	14 頁

第1章 基本方針

当法人において、事業継続計画（以下、BCP という）を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

（１） BCP 策定・運用の目的

BCP はあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら、法人としての事業をいかに早期復旧し、継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

① 利用者にとって

当法人は、社会福祉事業及び公益事業を運営し、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・小規模多機能型介護事業所・居宅介護支援事業所・企業主導型保育事業所等のサービスを提供している。地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても、命にかかわる最低限のサービスについては、継続していく必要がある。

② 職員にとって

災害発生時にも、事業を継続することにより、当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本 BCP の中で併せて検討することにより、職員の安心・安全や法人への帰属意識向上に繋がる。

③ 地域との連携

社会福祉法人という性質上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少に繋がる。当法人の特別養護老人ホーム灘崎荘・特別養護老人ホーム富山荘・特別養護老人ホーム藤田荘は岡山市の福祉避難所として指定を受けており、災害発生時には地域の要配慮者を受け入れる拠点となっている。また上記の3施設以外も地域のケア会議やオレンジカフェ等の活動に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。本 BCP の中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感向上に繋がる。

事業継続を図るためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援が来ないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、社会福祉法人という性格上、地域の要支援者がいた場合は、受入れ体制をとるべきではあるが、その状況下で受入れに際し、支援できることを明確にし、実施することが重要である。

(2) BCP の適用範囲

本 BCP の適用範囲は、社会福祉法人翔洋会の全組織とする。

【適用拠点一覧】

施設名	所在地	構 造	延床面積
灘崎荘拠点	岡山市南区彦崎 2300	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 陸屋根 3 階建	3,852.72 m ²
富山荘拠点	岡山市中区海吉 2306-1	鉄骨造陸屋根アルミニウム 板葺 5 階建	4,196.31 m ²
藤田荘拠点	岡山市南区藤田 2662-2	木造合金メッキ鋼葺 平屋建	2,297.36 m ²
玉野山田荘拠点	玉野市山田 3275	鉄骨造陸屋根 2 階建	3,181.97 m ²
宮浦荘拠点	岡山市南区宮浦 209-1	鉄骨造陸屋根 3 階建	2,122.58 m ²
ジョウ・キンダー ガーデン拠点	岡山市中区海吉 2306-7	木造メッキ鋼板葺 平屋建	1,327.35 m ²

(3) 事業継続の基本方針

①優先して行う業務

- ・入所者、職員の生命や生活を保護・維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務を縮小または休止する。
- ・短期入所事業、通所事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次早期再開を目指す。
- ・法人内施設間で連携して、災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保・分配にあたる。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	実施施設	事業継続の必要性 (利用者や地域への影響の大きさ)	事業継続の 考え方
特別養護老人ホーム	灘崎荘・富山荘・藤田荘・ 玉野山田荘・宮浦荘	大	継続
短期入所生活介護	灘崎荘・富山荘・藤田荘	小	順次再開
通所介護・認知症対応型通 所介護	灘崎荘・藤田荘・宮浦荘	小	順次再開
小規模多機能型介護事業所	藤田荘	小	順次再開
居宅介護支援事業所	灘崎荘・富山荘	大	継続
企業主導型保育事業所	ジョウ・キンダーガーデン	小	順次再開

②地域への協力

- ・地域の要配慮者は原則受け入れる。(福祉避難所含めて)
- ・近隣住民が被災し、困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助・支援活動を実施する。

③行政との協力

- ・岡山市・玉野市を連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。
- ・外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

第2章 BCP 推進体制

(1) 本法人における平常時及び緊急時の BCP 推進体制は以下のとおりである。

平常時	緊急時 (BCP 発動時)	担当者	代行者 (緊急時)
推進責任者	災害対策本部長	理事長	法人本部事務局長
推進副責任者	災害対策福本部長	法人本部事務局長	法人本部職員・施設長・園長
推進員	市街対策本部部長代理 (拠点管理者)	施設長・園長	副施設長もしくは準ずる役職者
	総務・連絡調整班 (広報)	生活相談員・事務所職員	生活相談員
	救護・医療支援班	看護職員	介護 (課長・係長・主任)
	介護担当 (ケア方法・ソフト関係)	介護 (課長・係長・主任)	介護主任・ユニットリーダー・チームリーダー
	栄養・調理班	管理栄養士	看護職員

各担当の役割

(平常時)

- ① 推進責任者 BCP の職員に対する意識づけの指導及び統括
- ② 推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③ 推進員 年 2 回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

内容	項目	内容及び習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害について	岡山市における被害想定 災害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等 課題の検討、BCP の見直し	全員	年 1 回
研修	避難訓練	消防・防災・避難確保計画に 基づいた避難訓練	全員	年 2 回
研修	事業継続計画の実施訓練	災害伝言ダイヤル等被災時の 通信訓練、非常食等	全員	年 2 回

※研修は年 1 回以上、訓練は介護施設が年 2 回以上、在宅サービスは年 1 回以上の実施が義務化。

推進員となっている各拠点リーダーは、年 2 回建物及び付属物の点検及び建物内の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善に向けての提案を推進責任者に提出する。

推進責任者は、各拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足内容を検討し、事業継続計画に必要なものを調達する。

(緊急時 BCP 発動時)

- ① 災害対策本部長 BCP 発動の判断。災害対応、事業継続の方針、指揮統制の決定権者。
- ② 災害対策副本部長 災害対策本部長を補佐。災害対策本部長不在時の代理
- ③ 災害対策本部長代理 必要な助言を行うなど災害対策本部長・副本部長を補佐、各拠点の情報収集及び指揮統制を行う。災害対策本部長・副本部長不在時の代理。
- ④ 総務・連絡調整班 職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務を行う。
- ⑤ 救護・医療支援班 医務看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当を行う。（看護職員が基本メンバー、看護職員不在の場合はその状況により対応）

【担当業務】負傷者の手当、医療機関との連絡調整、医務関連業務で定めた優先業務の実施。

- ⑥ 利用者介護対応班 入所利用者の生命機能維持のため、支援サービスの継続的な提供を行う。
勤務ローテーション

【担当業務】入所利用者の安否確認。食事・水分補給・排泄介助など。

- ⑦ 栄養・調理班 利用者への食事提供業務を行う。

【担当業務】調理栄養業務で定めた優先業務の実施。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

地震における基準	全員	参集	震度 4 以上で全員参集（防災計画基準）
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げる
水害等における基準	全員	参集	大雨警報で参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げる

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

※平日昼間が発生時刻の場合、各拠点での行動となる。

※参集にあたっては、自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。困難な場合は拠点に連絡を行うが、ライフラインが断絶している場合は、災害伝言ダイヤル等を活用する。

第3章 想定される被害状況

(1) 各施設の位置状況

施設名	種別	学区エリア	震度・揺れやすさ	水害レベル
灘崎荘拠点	介護	灘崎	震度6弱	施設西にある馬場池よりの浸水想定駐車場の部分が0.5m～1.0m未満
富山荘拠点	介護	富山	震度6弱	100年に一度の想定：想定なし 1000年に一度の想定：1～2m未満 津波による浸水：想定無し
藤田荘拠点	介護	藤田	震度6強	100年に一度の想定：1～2m未満 1000年に一度の想定：2～3m未満 津波による浸水：1～2m未満
玉野山田拠点	介護	山田	震度6弱	100年に一度の想定：想定無し 1000年に一度の想定：想定無し 津波による浸水：0.01～1m未満
宮浦荘拠点	介護	光南台	震度6弱	100年に一度の想定：想定無し 1000年に一度の想定：想定無し 津波による浸水：0.5～1m未満
ジョウ・キンダーガーデン	保育	富山	震度6弱	100年に一度の想定：想定無し 1000年に一度の想定：2～3m未満 津波による浸水：0.5m未満

※学区エリア → 岡山市学区表より

※震度 → 岡山市ゆれやすさマップ・南海トラフ巨大地震による震度分布図（岡山県想定）より

※水害レベル → 岡山市洪水ハザードマップ・玉野市地域防災ハザードマップより

(2) 被害想定

「岡山市自身・津波等被害想定結果【概要版】」では、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）が発生した場合、岡山市及び玉野市全域に強い揺れが襲う事を想定しており、その想定震度は概ね震度5弱～震度6強となっている。社会福祉法人翔洋会の6拠点では震度6弱～震度6強と高い方に分類される。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合の液状化予測は、液状化の危険度は極めて高い（灘崎荘、宮浦荘）、液状化の危険度は高い（藤田荘、玉野山田荘、ジョウ・キンダーガーデン）、液状化の危険度は低い（富山荘）となっている。

ライフライン等の被害復旧は次の通りの想定となる。（水害編と同様）

① 通 信 家屋倒壊等により電柱被害が発生する。

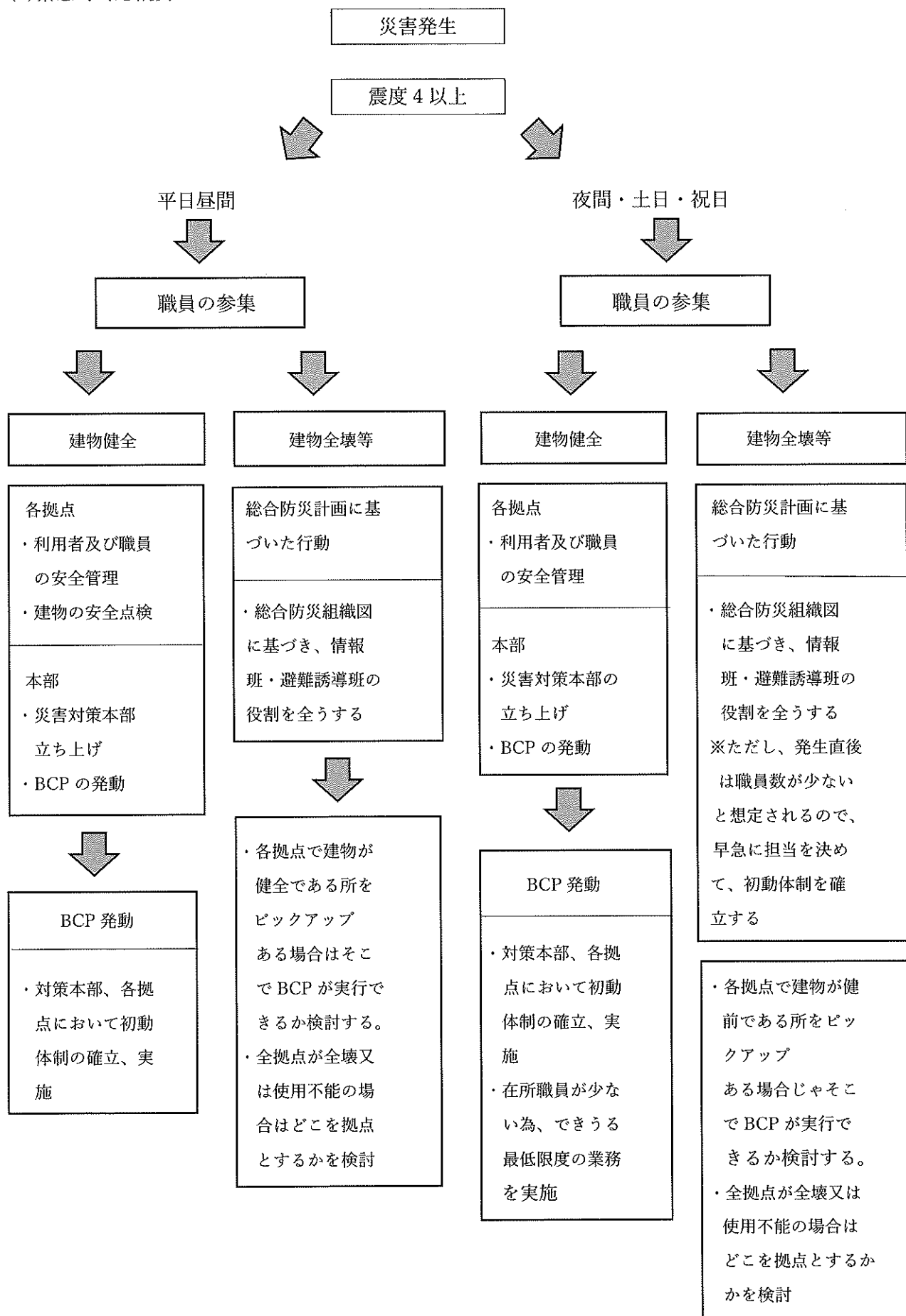
固定電話は、直後は停電による不通が生じ、78%の回線で不通になるが、1日後には停電の回復により不通率は2%まで回復する。

携帯電話は、基地局の非常用電源及び停電の回復により、大きな不通エリアは生じない。電力より少し遅れ、約2週間程度により応急復旧が完了する。

- ② 電 気 家屋倒壊等により、電柱被害が発生する。
広域で停電が発生し、約 91 万件（停電率 78%）が停電となる。
1 日後には系統の切替により多くの地域で停電が解消され、停電率は約 2 % となる。
1 週間程度で応急復旧が完了する。
- ③ 上水道 水道供給施設や配水管等の損傷等及び停電により断水が生じて約 93 万人（断水率 48%）が断水被害を受ける。
1 日後には給水車等による応急給水対策を開始し、電力の回復により断水率は 27% まで回復する。
1 週間後には、応急復旧作業が本格化し、断水率は 15% まで回復、被害の小さい県北部では断水は解消される。
1 か月で応急復旧の大部分が完了する。
- ④ 下水道 津波で浸水した下水道処理施設や揺れによる、下水道管の損傷等及び停電により、機能支障を生じ、約 100 万人（支障率 85%）が被害を受ける。
1 日後には、電力の回復により、支障率は 34% まで回復する。仮設トイレ・簡易トイレが設置される。
上下水道復旧が優先されるため、上水道の管路被害が大きい県南部では、1 週間までは下水道の復旧が進まないが、県北部では支障が解消される。
1 ヶ月で下水路管の応急復旧が完了する。
- ⑤ 都市ガス 県南部において、緊急停止装置による停止及び管路被害により、地震発生直後で約 30% の供給停止となる。
安全がかくにんされた地域では、順次供給を開始する。
1 週間後ぐらいから応急復旧が本格化し、1 ヶ月後には回復する。
- ⑥ 交通機能 県南部では強い揺れにより被害箇所は多く、国道 2 号、30 号で多くの被害が発生する。
笠岡市周辺の国道 2 号と岡山市南区の国道 30 号で津波の浸水による被害が発生する。
発災当日から 2 日程度で順次、道路啓開により通行止め箇所は減少するが、避難や安否確認、応急対策や復旧作業等に伴う車両で渋滞が発生する。
緊急輸送道路等の重要な道路については、1 ヶ月程度でほぼ復旧する。

大規模災害時における事業継続計画(岡山県 令和 2 年 3 月より)

(3)緊急時対応概要フロー



※夜間の場合は職員数が少ない為、垂直避難に際しても、マンパワーが圧倒的に不足することが予想されるため、長期予報などを考慮し、警報レベルに達しない場合でも参集を視野に入れる。

第4章 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から30分以内

① リスクの抽出

項目	内容	必要事項
1, 冷暖房	停電等により全館使用不可	ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要
2, ガス	供給停止で使用不可	カセットコンロの備蓄必要
3, 水	上下水道とも使用不可	備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄 トイレには袋タイプの簡易トイレ備蓄必要
4, 電気	停電	非常用設備及び自家発電無し 懐中電灯の備蓄必要
	携帯電話の通話制限	通信機器の充電に乾電池、充電器の備蓄増量と購入
	エレベーター停止	閉じ込められた場合の対応検討
5, 医療	医療機関は受け入れ困難	看護師を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性
6, 食事	非常食のみ	計画的な提供 乾パン以外の非常食必要
7, データ等	PC 使用不可	利用者情報のバックアップ (クラウドの活用、携帯に写真保存等)

② 発生直後の業務

業務	内容	体制
1, 火災対応・避難誘導	消防・防災・避難確保計画に基づく行動	在所職員（自立入所者の協力）
2, 建物等の被害確認	同上 被害箇所の写真	在所職員
3, ライフラインの被害確認	使用できるもの、不可なものを即抽出し、情報提供	在所職員
4, 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5, 緊急を要する者の処置	応急処置、医療機関への搬送	在所職員

在所以外の職員は、第2章(2)の基準により参集となる。ただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保がされない場合は参集できない旨を報告する。

災害対策本が立ち上がる前に、即行動しなくてはならないケースがほとんどだと思われるので、拠

点リーダー（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。
（建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。その場合は避難確保計画による。）

その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、迅速な対応をとることとする。

なお、参集にかかる通信手段は、携帯等は輻輳回避のため制限されている可能性が高い為、災害伝言ダイヤル等の活用などを図る。

安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い、在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

③ 継続する業務内容（初動から3日間）

	夜勤のみ	出勤3割	出勤5割	出勤7割	出勤9割
業務基準	利用者・職員の安全確認のみ	安全と生命を守るための最低限の業務	食事・排泄・医療を中心、その他は休止・縮小	通常の業務体制に近づく	ほぼ通常体制
食事提供	休止	防災備蓄食の準備	飲料水、栄養補助食品、防災備蓄食等	外部からの援助、光熱水復旧範囲で調理開始	外部からの援助、光熱水復旧範囲で調理開始
食事介助	応援体制が整うまではなし	必要な利用者様に介助	必要な利用者様に介助	必要な利用者様に介助	ほぼ通常体制
排泄	優先度合いを見て介助	優先度合いを見て介助	優先度合いを見て介助	ほぼ通常体制	ほぼ通常体制
口腔ケア	休止	応援あるまでは休止	経管栄養者実施	食事時間に合わせて実施	ほぼ通常通り
入浴	休止	失禁等で必要性のある方から清拭実施	休止 清拭の実施検討	清拭実施	清拭実施
離床更衣	休止	離床回数減実施更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施更衣実施	通常体制
清掃等	休止	休止	感染予防による清掃	感染予防による清掃	通常体制
洗濯	休止	休止	見通しがつくまで必要最低限	見通しがつくまで必要最低限	通常体制
感染対策	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置
機能訓練	休止	休止	適宜、褥瘡・拘縮予防実施	適宜、褥瘡・拘縮予防実施	ほぼ通常体制
医療体制	トリアージ 応急処置 救急搬送	応急処置 救急搬送 配薬・服薬中心	全員の健康チェック 必要時、受診	全員の健康チェック 必要時、受診	通常体制

バイタル測定	休止	状況を見つつ必要に応じて	状況を見つつ必要に応じて	健康チェック	通常体制
メンタルケア	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続
問合せ対応	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録
夜勤	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応
短期・通所	休止	休止	休止	休止	再開検討
緊急の受け入れ	休止	休止	休止	状況を見て検討	検討
ケアプラン作成	休止	休止	休止	休止	休止
保険請求等	休止	休止	休止	休止	休止

(2) 初動以後1時間経過

BCPを発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部は基本的に本部のある特別養護老人ホーム灘崎荘に設置するが、その時点での状況により、一番被害の少ない拠点に本部を置くこととする。

(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担

共通理解として、平常時で自由に使えているものが使えない状況に慣れる。

初動から1～2日間はライフラインが、ほとんど使用できない可能性をしっかりと理解する。

①災害対策本部

災害地の指揮中枢にあつて、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続へ向けての活動を統括する。

- ・情報収集による災害規模の把握。
- ・自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集。
- ・事業継続へ向けての実施内容の判断。(被害状況を把握し継続か、困難かの判断)
- ・各拠点での人員配置の調整。
- ・拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡。
(すぐは対応ができないが、早期復旧に向けて最善を尽くす)
- ・自ら修繕できるものを把握し、職員の協力の下で復旧する。
- ・復旧に向けての資金管理。

②各拠点

発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う。

- ・利用者スペースの確保→被災状況にもよるが、暖房が使用できないことから1人分のパーソナルスペースを確保しつつ、暖かさがいきわたるスペースを用意する。夏季にあつては熱中症予防に配慮したスペースが必要である。
- ・電力→自家発電、懐中電灯等の準備。
- ・トイレ→簡易トイレの設置。排泄用品や簡易トイレ袋の集積場所の確保。
- ・暖房→乾電池式ポータブルストーブの配置。(夏季にあつては扇風機等の配置)
- ・食事→備蓄品、簡易食品の準備。(カセットコンロ)

- ・水→飲料水の備蓄チェック。
- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける。(緊急時にあって、無理をすると小さなことから違う被害が広がる)

③災害直後から 24 時間以内の動きについて (在所職員の対応)

- ・別紙 「災害直後 24 時間以内の動きについて」を確認し、実際の動きを確認実施していく。

●震災以後、発生から 3 日間の対応

徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で、早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染予防に努める。(BCP 感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応)
- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないように努める。
- ・参集できない職員の安否確認。
- ・対策本部への必要情報連絡。(緊急物資要請、ライフラインの復旧状況等の把握)
- ・職員体制を鑑み、状況によりボランティアの受け入れ検討。(ボランティアの宿泊・食事などの確保等を検討)
- ・地域の要介護及び要支援者の受け入れを検討。(状況を的確に判断し、無理に受け入れはしない)

●4 日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者スペースを通常に戻していく。
- ・職員シフトも参集状況を見ながら、通常体制へ。
- ・職員の健康状態もしっかりとケアを行う。休憩スペース等の確保も必要。
- ・備蓄品で不足となってきたものを、可能な範囲で補充。
- ・通信手段も復旧していると予想されることから、医療機関等との連絡を確保し、利用者の健康に配慮し、対応する。

(4) 法人内支援について

情報を共有し、必要な場所に人員・資金・物資を充足させる。

震災が発生した場合、出勤できない職員が出てくることが予想されると共に、備蓄物資(医療品・排泄用具・食料等)の消耗が激しく、その施設にて賄えなくなる事となる。その場合、人員においては法人内の「職員の施設間勤務応援に対する臨時措置について」に基づき、当該施設への応援が可能な人員を選抜し支援を行う。

また、資金及び物資に関しては、当該施設と随時連携をとりながら、その他法人内施設管理者と協議の上、必要な支援を行う。

第5章 今後の BCP 改善

① 備蓄品の再検討

今後、研修・避難訓練等の過程で備蓄品の内容を再検討して、不足している物を出していき、ライフラインが使用できなくなった場合に、重要な役割を担う備蓄が不足していないかを確認していく必

要がある。不足がある際には、財政状況を鑑みながら十分な備蓄を行っていかなければならない。

②内容の修正

各拠点の意見も参考にして、内容に修正・追加があれば、見直し時期以外でも検討する。

第6章 その他

1、本計画は、令和4年7月1日より施行する。

本計画は令和4年11月24日より施行する。

「第4章（4）法人内支援について」を追加

本計画は令和5年12月26日より施行する

「第4章（3）③災害直後から24時間以内の動きについて（在所職員の対応）」を追加

第7章 付表等

1、各拠点総合防災組織図

2、各拠点備蓄品一覧表

3、別紙①

震災直後～24 時間の動きについて

・震災直後～3 時間

- 1, 入居者及び職員の安否確認及び他階との連絡方法の確認。(夜間と日中の違いあり)
- 2, 在職職員と連携し、役割分担を確認する。※PHS が使えるか？ただし、停電時には充電できなければ、使えなくなる。
※業務分担の指示出し役を決める(指示出し役の決定)
※誰の指示で動いて、誰に報告を挙げていくのかを出勤者の中から決める(責任者的役)
※必要物品の準備
- 3, 災害状況の確認及び安全場所の確保し、入居者を 1 か所に集める。(役割分担)
 - ① 入居者の安否確認(ケガ人のトリアージが必要)
 - ② 施設の被害状況の確認(電気・水道・建物の被害・避難経路の確認等)
 - ③ 災害状況について災害伝言ダイヤルを使って報告(災害直後は電話回線が使えないため)※伝言ダイヤルの使用方法の確認が必要！
※災害伝言ダイヤルは、入所者の安否確認および施設の被害状況を伝言すること
で、入所者の家族が安否確認できる。
 - ④ 上記内容が落ち着いたら、在職職員で他職員の応援が可能かを検討し、これ以降の予定を立てる。
 - ⑤ ケガ人がいた場合について、別紙「災害時の応急手当について」を見て、適宜処置等をおこなうこと。
- 4, 備蓄食料、飲料水、備蓄品等の確認・振り分け

・震災発生 3 時間～ 6 時間

- 1, 利用者の排泄準備および食事提供等の準備(できる範囲での水分・食事提供)
※ポータブルトイレの準備(利用者用・職員用)
※ラジオや発電機、懐中電灯等の明かりを確保できる備品、発生時期に必要な、冷暖房備品(扇風機や毛布等)等の準備
※オシメ交換の時間の設定(震災の起きた時間から計算して、1 日 2 回のオシメ交換の時間を決めておく：他階の職員とも協議しながらみんなで決める)

2, 食事提供は、朝食と夕食の2回で、3日間を乗り切るようにする。震災状況を見て、食事提供時間を決めて、準備等を行う。

3, 適宜他階の職員等と携帯電話で連絡を取りながら、利用者の状況および在所職員の協力状況の確認を行い。お互い無理のないように協力をして、利用者のケアに取り組む。

4, 食事介助及び排泄介助について、対応の職員も休憩が取れる様に、他階との協力、及び応援職員等がいれば、その職員等と協議し、利用者のケアがスムーズに行えるよう適当な用紙にケアの計画を大まかに記入して、誰もができるようにしておく。

5, 夜間は電気や冷暖房が使えないため、どのような環境整備が必要かを在所職員で協議して、協力・準備を行うこと。

・震災発生時 6 時間～12 時間

1, 伝言ダイヤル等で、協力できる職員等の招集を行う。

2, 夜間の定期巡回（安否確認）について 2～3 時間おきに確認

※ただし、在所職員の人数によって、仮眠等を行う必要があるため、巡視の方法についても、検討・計画が必要。

・震災発生時 12 時間～24 時間

1, 上記内容を時間帯によって、食事・水分摂取および排泄介助を適宜実施していく。